

○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

昭和48年12月24日規則第53号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般廃棄物（第2条—第13条の24）

第2章の2 生活環境影響調査結果の縦覧等（第13条の25—第13条の27）

第3章 産業廃棄物（第14条—第14条の18）

第4章 生活環境及び都市美観の保全（第15条—第25条）

第5章 清掃業務審議会（第26条—第31条）

第6章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画の告示）

**第2条** 条例第7条の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- （1）一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- （2）一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- （3）分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- （4）一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- （5）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- （6）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

（一般廃棄物の処理申出）

**第3条** 条例第9条の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分の申出の際に用いる申請書は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。収集、運搬及び処分を受けることを廃止した場合又は第2号の申出をした者の世帯人員に変更があつた場合も、また同様とする。

(1) 動物の死体 別記第1号様式

(2) し尿 別記第2号様式

(事業者に対する指示)

**第4条** 条例第14条に規定する事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(3) 前2号に掲げる建物に準ずる建物で市長が特に必要と認めるもの

2 前項の建物の占有者（以下本条において「事業者」という。）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、毎年1回、当該計画書を市長に提出するものとする。

3 事業者は、前項の計画に変更があつたときは、速やかに当該変更計画書を市長に提出するものとする。

4 市長は、前2項の計画書が提出された場合は、その内容を審査し、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うものとする。

5 事業者は、一般廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する業務を行わせるため、建物ごとに廃棄物管理責任者を選任し、選任の日から14日以内に、市長に届け出るものとする。廃棄物管理責任者を変更したときも、また、同様とする。

6 事業者は、一般廃棄物の適正な処理を図るため、必要な保管場所を確保するものとする。

(定額及び従量の区分等)

**第5条** 条例別表第1のし尿の収集及び運搬の項の市長が定める定額及び従量の区分は、次のとおりとする。

(1) 定額によるもの

ア 一般家庭（次号アに該当するものを除く。）

イ 共同便所を有するアパート等で容易に構成人員の把握ができ、不特定多数の者が出入りしない施設

(2) 従量によるもの

ア し尿の収集が不定期となるもの

イ 事業所、官公署、学校、旅館及び飲食店等不特定多数の者が出入りする施設

2 条例別表第1のし尿の収集及び運搬の項の定額区分の世帯人員の算定は、毎月1日現在の世帯人員（同居人を含む。以下本項において同じ。）によるものとする。ただし、月の中途から新たに収集及び運搬を開始したときは、そのときの世帯人員による。

（手数料の徴収方法）

**第6条** 条例第15条に規定する手数料の徴収方法は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 動物の死体の収集及び運搬 その都度徴収

(2) ごみ、燃え殻等の処分

ア 法第7条第1項の許可を受けた者が搬入するもの その月の搬入分を翌月に徴収

イ アに掲げる者以外の者が搬入するもの その都度徴収

(3) し尿の収集及び運搬 その月のくみ取り分を翌月に徴収

2 前項第2号ア又は第3号の規定により手数料を徴収するときは、次に掲げる様式の納入通知書を用いる。

(1) 前項第2号アにあつては、別記第3号様式

(2) 前項第3号にあつては、別記第4号様式

（手数料の減免）

**第7条** 条例第16条の規定による手数料の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている場合は、当該手数料を免除する。

(2) 天災又は火災を受けた場合は、当該手数料を免除する。

(3) その他市長が特に必要と認めた場合は、その都度市長が必要と認めた額を免除し、又は減額する。

2 前項第2号又は第3号の規定により手数料の減免を受けようとする者は、減免申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請）

**第8条** 法第7条第1項若しくは第6項の許可若しくはその更新又は法第7条の2第1項の許可を

受けようとする者は、許可申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業調書（別記第7号様式）
- (2) 作業計画調書（別記第8号様式）
- (3) 住民票抄本（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (4) 履歴書（法人にあつては、役員の名簿及び履歴書）
- (5) 申請者の印鑑証明（法人にあつては、代表者の印鑑証明）
- (6) 従業員名簿（別記第9号様式）
- (7) 処理施設、処分施設、車庫、保管場所、積換場その他処理施設の平面図及び付近の見取図
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の許可の更新を申請する者は、同項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第4号及び第7号に掲げる書類の添付を要しない。

3 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第9号様式の2）に環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第1号から第4号までに掲げる書類及び第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 第1項又は前項の申請書の提出時期は、毎年5月1日から同月末日までとする。ただし、法第7条第6項及び第7条の2第1項の許可にあつては、この限りでない。

（一般廃棄物処理業の許可の基準）

**第9条** 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第5項各号又は第10項各号（これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）に適合していること。
- (2) 申請者が申請時において既に3箇月以上市内に住所（法人にあつては、登記された事務所又は営業所。以下本号において同じ。）を有し、かつ、引き続き市内に住所を有する者であること。
- (3) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (4) 前3号のほか、市長が特に定める事項

（許可証の交付等）

**第9条の2** 市長は、第8条第1項又は第3項の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査

及び必要に応じて行う実地調査等により、許可するかどうかを決定する。

- 2 市長は、前項の規定により許可することを決定したときは、許可証（別記第10号様式）を当該申請者に交付する。
- 3 前項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長にその旨を届け出て、その再交付を受けなければならない。
- 4 第2項の許可証の交付を受けた者は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。  
（許可申請事項の変更）

**第9条の3** 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）は、第8条第1項の申請書及びその添付書類に記載した事項の変更（法第7条の2第1項の事業範囲の変更及び次項各号に掲げる事項の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ許可申請事項変更申請書（別記第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 処理業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に許可申請事項変更届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。
  - （1）申請人の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）
  - （2）事務所又は営業所の所在地及び名称
  - （3）事業調書
  - （4）作業計画調書
  - （5）契約先の事業所名
  - （6）従業員数及び従業員名簿
  - （7）申請者の印鑑証明（法人にあつては、代表者の印鑑証明）

- 3 浄化槽清掃業者は、第8条第3項の申請書及びその添付書類に記載した事項を変更したときは、変更の日から30日以内に前項の許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。  
（許可の取消し等）

**第9条の4** 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1）法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- （3）第9条に規定する基準に該当しなくなつたとき。
- （4）事業の全部若しくは一部を休止して著しく市民に迷惑をかけ、又はその事業の休止期間が1箇月以上にわたるとき。

2 市長は、前項又は浄化槽法第41条第2項の規定により一般廃棄物処理業若しくは浄化槽清掃業の許可を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（別記第13号様式）又は業務停止命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

（実績報告書の提出）

**第10条** 処理業者は、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に関する毎月の実績を翌月の10日までに実績報告書（別記第15号様式）により市長に報告しなければならない。

（検査証）

**第11条** 条例第20条第2項に規定する検査証は、別記第16号様式によるものとする。

（鑑札）

**第12条** 条例第21条第1項に規定する鑑札は、別記第17号様式によるものとする。

2 第9条の2第3項の規定は、前項の鑑札を紛失又は毀損した場合に準用する。

（再生利用個別指定業の指定申請）

**第13条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号に規定する収集及び運搬（以下「一般廃棄物再生輸送」という。）の業の指定（個別指定に限る。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（別記第18号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 省令第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面
- （2） 取引関係を記載した書類
- （3） 生活環境保全上の対策を記載した書類
- （4） 省令第2条の3第2号に規定する処分（以下「一般廃棄物再生活用」という。）の業の指定を受けた者との委託関係を証する書類
- （5） その他市長が必要と認める書類及び図面

2 一般廃棄物再生活用の業の指定（個別指定に限る。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 省令第10条の4第2項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類及び図面
- （2） 取引関係を記載した書類
- （3） 生活環境保全上の対策を記載した書類
- （4） 一般廃棄物再生活用において生ずる一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- （5） 一般廃棄物再生輸送を委託するときは、委託関係を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類及び図面

(再生利用個別指定業の指定基準)

**第13条の2** 省令第2条第2号の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物再生活用を業として行う者が自ら又は一般廃棄物再生活用を業として行う者の委託により再生輸送を行うこと。
- (2) 一般廃棄物再生輸送の事業に係る一般廃棄物が確実に再生活用されること。
- (3) 一般廃棄物再生輸送をするための施設、人員等を備えていること。
- (4) 前号の施設が省令第2条の2第1号の基準に適合するものであること。
- (5) 生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (6) 申請者が一般廃棄物再生輸送を的確に、かつ、継続して行う経理的基礎を有すること。
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (8) 申請者が第13条の8の規定により一般廃棄物再生輸送の業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者でないこと。

2 省令第2条の3第2号の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を原則として無償で引き取ること。
- (2) 引き取った一般廃棄物がすべて一般廃棄物再生活用の用に供されること。
- (3) 一般廃棄物再生活用を確実に執行するための施設、人員等を備えていること。
- (4) 排出者との取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (5) 生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (6) 申請者が一般廃棄物再生活用を的確に、かつ、継続して行う経理的基礎を有すること。
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (8) 申請者が第13条の8の規定により一般廃棄物再生活用の業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者でないこと。

(再生利用個別指定業の指定)

**第13条の3** 市長は、第13条の規定による申請が、前条に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送又は一般廃棄物再生活用の業（以下「一般廃棄物再生利用業」という。）の指定を行うものとする。

2 前項の指定の期間は、5年とする。

3 市長は、必要があるときは、第1項の指定に生活環境保全上必要な条件を付けるものとする。

4 市長は、第1項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（別記第19号様式。以下「指

定証」という。)を交付する。

(再生利用個別指定業の変更の指定申請)

**第13条の4** 前条第1項の規定による指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生利用指定業者」という。)は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記第20号様式)に、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が事業の一部の廃止であるときは、申請することを要しない。

2 前条(第2項を除く。)の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用個別指定業の指定の更新)

**第13条の5** 一般廃棄物再生利用指定業者は、当該指定の更新を受けようとするときは、再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。ただし、その内容に変更のないときは、これらの書類又は図面の添付を要しないものとする。

3 第13条の3の規定は、第1項に規定する指定の更新について準用する。

(再生利用個別指定業の変更の届出)

**第13条の6** 一般廃棄物再生利用指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に再生利用個別指定業変更届出書(別記第21号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 事務所及び事業場の所在地
- (3) 再生利用の目的
- (4) 再生利用の方法
- (5) 取引関係

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更のときは、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更のときは、変更後の事務所及び事業場の付近見取図
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更のときは、変更後の再生利用の目的を記載した書類
- (4) 前項第4号に掲げる事項の変更のときは、変更後の再生利用の方法を記載した書類
- (5) 前項第5号に掲げる事項の変更のときは、変更後の取引関係を記載した書類



3 市長は、第1項の届出があつた場合において、指定証の書換えを必要と認めるときは、指定証を書き換えて交付する。

(再生利用個別指定業の指定の廃止の届出)

**第13条の7** 一般廃棄物再生利用指定業者は、指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から10日以内に再生利用個別指定業廃止届出書(別記第22号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出が一般廃棄物再生利用業の一部の廃止であるときは、指定証を書き換えて交付する。

(再生利用個別指定業の指定の取消し等)

**第13条の8** 市長は、一般廃棄物再生利用指定業者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は第13条の2に規定する基準に適合しなくなつたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

(指定証の再交付)

**第13条の9** 一般廃棄物再生利用指定業者は、指定証を紛失し、又は毀損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(別記第23号様式)を市長に提出して、指定証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、指定証の毀損によるときは、当該指定証を添えなければならない。

(指定証の返納)

**第13条の10** 一般廃棄物再生利用指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、既に交付を受けている指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 指定証の再交付を受けた者が紛失した指定証を発見したとき。
- (2) 指定を取り消されたとき。
- (3) 指定に係る事業の全部を廃止したとき。
- (4) 指定の更新若しくは変更の指定を受け、又は変更の届出若しくは当該指定に係る事業の一部の廃止の届出をして、新たに指定証の交付を受けるとき。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可申請)

**第13条の11** 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記第24号様式)とする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可申請)

**第13条の12** 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記第25号様式）とする。

（一般廃棄物処理施設設置の許可証の交付等）

**第13条の13** 市長は、法第8条第1項又は第9条第1項本文の規定により許可することを決定したときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（別記第26号様式。以下この条において「許可証」という。）を当該申請者に交付する。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに許可証書換え（再）交付申請書（別記第27号様式）に、許可証及び当該変更に係る事項を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、許可証書換え（再）交付申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、許可証の毀損によるときは、当該許可証を添えなければならない。

5 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

（1）許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき。

（2）許可を取り消されたとき。

（3）許可に係る施設を廃止したとき。

（一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請）

**第13条の14** 省令第4条の4に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第28号様式）とする。

（特定一般廃棄物最終処分場の維持管理積立金の通知）

**第13条の15** 法第8条の5第4項の規定による通知は、維持管理積立金決定通知書（別記第29号様式）を交付して行うものとする。

2 省令第4条の10第2項の規定による事業団に対する通知は、維持管理積立金決定通知書（別記第30号様式）を交付して行うものとする。

3 省令第4条の16第1項の規定による通知は、地位承継した者に係る維持管理積立金決定通知書（別記第31号様式）を交付して行うものとする。

（特定一般廃棄物最終処分場の状況等報告）

**第13条の16** 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（別記第32号様式）とする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

**第13条の17** 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記第33号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出)

**第13条の18** 省令第5条の5第1項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記第34号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請)

**第13条の19** 省令第5条の5の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記第35号様式)とする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

**第13条の20** 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(別記第36号様式)とする。

(合併又は分割の認可申請)

**第13条の21** 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(別記第37号様式)とする。

(相続の届出)

**第13条の22** 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(別記第38号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場の台帳)

**第13条の23** 省令第15条の8第1項に規定する一般廃棄物に係る届出台帳の帳簿は、最終処分場台帳帳簿(別記第39号様式)とする。

(一般廃棄物最終処分場の台帳の閲覧)

**第13条の24** 法第19条の12第3項の規定により同条第1項の一般廃棄物最終処分場の台帳又はその写しの閲覧の請求を行おうとする者は、最終処分場台帳閲覧請求書(別記第40号様式)を市長に提出しなければならない。

## **第2章の2** 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧者の遵守事項)

**第13条の25** 条例第23条の2第1項の規定により縦覧に供された報告書等(以下「報告書等」という。)を縦覧しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を条例第23条の3第2項に規定する縦覧場所(以下「縦覧場所」という。)から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があつたときは、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することがある。

(縦覧場所の休日)

**第13条の26** 縦覧場所の休日は、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項各号に定める日とする。

(意見書の記載事項)

**第13条の27** 条例第23条の2第1項に規定する意見書（以下「意見書」という。）には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 意見書を提出する者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

### 第3章 産業廃棄物

(費用の減免)

**第14条** 条例第26条の規定による費用の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 天災又は火災を受けた場合は、当該費用を免除する。

(2) その他市長が特に必要と認めた場合は、その都度市長が必要と認めた額を免除し、又は減額する。

2 前項の規定により費用の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

(再生利用個別指定業の指定申請)

**第14条の2** 省令第9条第2号に規定する収集及び運搬（以下「産業廃棄物再生輸送」という。）の業の指定（個別指定に限る。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第9条の2第2項各号に掲げる書類及び図面

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(4) 省令第10条の3第2号に規定する処分（以下「産業廃棄物再生活用」という。）の業の指

定を受けた者との委託関係を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 産業廃棄物再生活用の業（個別指定に限る。）の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第10条の4第2項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる書類及び図面

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(4) 産業廃棄物再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

(5) 産業廃棄物再生輸送を委託するときは、委託関係を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類及び図面

(再生利用個別指定業の指定基準)

**第14条の3** 省令第9条第2号に規定する指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物再生活用を業として行う者が自ら又は産業廃棄物再生活用を業として行う者の委託により再生輸送を行うこと。

(2) 産業廃棄物再生輸送の事業に係る産業廃棄物が確実に再生活用されること。

(3) 産業廃棄物再生輸送をするための施設、人員等を備えていること。

(4) 前号の施設が省令第10条第1号の基準に適合するものであること。

(5) 生活環境保全上の支障が生じないこと。

(6) 申請者が産業廃棄物再生輸送を的確に、かつ、継続して行う経理的基礎を有すること。

(7) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(8) 申請者が第14条の9第1項の規定により産業廃棄物再生輸送の業の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者でないこと。

2 省令第10条の3第2号に規定する指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物を原則として無償で引き取ること。

(2) 引き取った産業廃棄物がすべて産業廃棄物再生活用の用に供されること。

(3) 産業廃棄物再生活用を確実に執行するための施設、人員等を備えていること。

(4) 排出者との取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

(5) 生活環境保全上の支障が生じないこと。

(6) 申請者が産業廃棄物再生活用を的確に、かつ、継続して行う経理的基礎を有すること。

(7) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(8) 申請者が第14条の9第1項の規定により産業廃棄物再生活用の業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者でないこと。

(再生利用個別指定業の指定)

**第14条の4** 市長は、第14条の2の規定による申請が、前条に規定する基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生輸送又は産業廃棄物再生活用の業（以下「産業廃棄物再生利用業」という。）の指定を行うものとする。

2 前項の指定の期間は、5年とする。

3 市長は、必要があるときは、第1項の指定に生活環境保全上必要な条件を付けるものとする。

4 市長は、第1項の指定をしたときは、指定証を交付する。

(再生利用個別指定業の変更の指定申請)

**第14条の5** 前条第1項の規定による指定を受けた者（以下「産業廃棄物再生利用指定業者」という。）は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書に、第14条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が事業の一部の廃止であるときは、申請することを要しない。

2 前条（第2項を除く。）の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用個別指定業の指定の更新)

**第14条の6** 産業廃棄物再生利用指定業者は、当該指定の更新を受けようとするときは、再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第14条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる書類又は図面を添えなければならない。ただし、その内容に変更のないときは、これらの書類又は図面の添付を要しないものとする。

3 第14条の4の規定は、第1項に規定する指定の更新について準用する。

(再生利用個別指定業の変更の届出)

**第14条の7** 産業廃棄物再生利用指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、その日から10日以内に再生利用個別指定業変更届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 再生利用の目的

(4) 再生利用の方法

(5) 取引関係

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更のときは、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 前項第2号に掲げる事項の変更のときは、変更後の事務所及び事業場の付近見取図

(3) 前項第3号に掲げる事項の変更のときは、変更後の再生利用の目的を記載した書類

(4) 前項第4号に掲げる事項の変更のときは、変更後の再生利用の方法を記載した書類

(5) 前項第5号に掲げる事項の変更のときは、変更後の取引関係を記載した書類

3 市長は、第1項の届出があつた場合において、指定証の書換えを必要と認めるときは、指定証を書き換えて交付する。

(再生利用個別指定業の指定の廃止の届出)

**第14条の8** 産業廃棄物再生利用指定業者は、指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から10日以内に再生利用個別指定業廃止届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出が産業廃棄物再生利用業の一部の廃止であるときは、指定証を書き換えて交付する。

(再生利用個別指定業の指定の取消し等)

**第14条の9** 市長は、産業廃棄物再生利用指定業者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は第14条の3に規定する基準に適合しなくなつたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

(指定証の再交付)

**第14条の10** 産業廃棄物再生利用指定業者は、指定証を紛失し、又は毀損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書を市長に提出して、指定証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、指定証の毀損によるときは、当該指定証を添えなければならない。

(指定証の返納)

**第14条の11** 産業廃棄物再生利用指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に既に交付を受けている指定証を返納しなければならない。

(1) 指定証の再交付を受けた者が亡失した指定証を発見したとき。

(2) 指定を取り消されたとき。

(3) 指定に係る事業の全部を廃止したとき。

(4) 指定の更新若しくは変更の指定を受け、又は変更の届出若しくは当該指定に係る事業の一部の廃止の届出をして、新たに指定証の交付を受けるとき。

(産業廃棄物収集運搬業の許可証等の書換え申請等)

**第14条の12** 省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18に規定する許可証（以下この条において「許可証」という。）の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業）許可証書換え（再）交付申請書（別記第41号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、許可証の毀損によるときは、当該許可証を添えなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 許可に係る施設を廃止したとき。

(特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の通知)

**第14条の13** 法第15条の2の4において準用する法第8条の5第4項の規定による通知は、維持管理積立金決定通知書を交付して行うものとする。

2 省令第12条の7の8第2項の規定による事業団に対する通知は、維持管理積立金決定通知書を交付して行うものとする。

3 省令第12条の7の14第1項の規定による通知は、地位承継した者に係る維持管理積立金決定通知書を交付して行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の許可証の書換え申請等)

**第14条の14** 省令第12条の5に規定する許可証（以下この条において「許可証」という。）の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに許可証書換え（再）交付申請書に、許可証及び当該変更に係る事項を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、許可証書換え（再）交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、許可証の毀損によるときは、当該許可証を添えなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を



返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 許可に係る施設を廃止したとき。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

**第14条の15** 省令第12条の7の17第2項に規定する届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（別記第41号様式の2）とする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更等の届出)

**第14条の16** 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（別記第41号様式の3）により行わなければならない。

(産業廃棄物最終処分場の台帳)

**第14条の17** 省令第15条の8第1項に規定する産業廃棄物に係る届出台帳の帳簿は、最終処分場台帳帳簿とする。

(産業廃棄物最終処分場の台帳の閲覧)

**第14条の18** 法第19条の12第3項の規定により同条第1項の産業廃棄物最終処分場の台帳又はその写しの閲覧の請求を行おうとする者は、最終処分場台帳閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

#### **第4章 生活環境及び都市美観の保全**

(注意の喚起)

**第15条** 市長は、条例第34条各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、その違反を是正するよう注意を喚起するものとする。

(勧告)

**第16条** 市長は、前条の規定に基づき注意を喚起した者が、その違反を是正しないと認めたときは、条例第34条の規定に基づき、勧告書（別記第42号様式）により、期限を定めて必要な措置をとるべきことを、その者に対して勧告するものとする。

(命令)

**第17条** 市長は、前条の規定に基づき勧告した者が、なおその違反を是正しないと認めたときは、条例第34条の規定に基づき、別記第43号様式により、期限を定めて必要な措置をとるべきことを、その者に対して命令するものとする。

(管理標識)

**第18条** 条例第28条第3項の規定により、あき地の管理者があき地の管理標識を設置しようとするときは、別記第44号様式によるものとする。

(不法投棄者の措置)

**第19条** 市長は、市民の通報等により、不法投棄の事実を確認したときは、その不法投棄をした者に対して、期限を定めて投棄物の撤去を行わせるものとする。

(清美指導員の選任)

**第20条** 条例第33条第1項の規定による奈良市清美指導員（以下「清美指導員」という。）は、市長が必要と認める地域に置くものとする。

2 前項の清美指導員は、次の各号のいずれかに該当する市民のうちから市長が委嘱する。

(1) 都市美化について深い理解と関心を持ち、かつ、地域の団体等において指導的役割を果たしている者

(2) 都市美化について優れた認識と熱意をもち、かつ、地域の実状に精通し、実行力を有する者

(清美指導員の職務)

**第21条** 清美指導員は、その置かれた地域内において、都市美化の効率的な推進を図るため、主として次に掲げる事項を処理する。

(1) 当該地域内における都市美化及び生活環境の保全についての指導及び啓発

(2) 当該地域内における美化モデル地区等美化実践組織の育成及び助長

(3) 不法投棄の監視及び取締り並びに関係機関への通報

(4) 都市美化に関する当該地域内住民の意見、要望等の関係機関への連絡

(清美指導員証)

**第22条** 清美指導員には、清美指導員証（別記第45号様式）を交付する。

2 清美指導員は、その職務に当たっては、常に清美指導員証を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

(清美指導員の任期)

**第23条** 清美指導員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の取消し)

**第24条** 清美指導員が、次の各号のいずれかに該当するとき、市長は、その委嘱を取り消すことがある。

(1) 第20条第2項の規定に該当しなくなつたとき。

(2) 辞職を申し出たとき。

(3) その他職務を遂行することができなくなつたと市長が認めるとき。

(立入検査員証)

**第25条** 条例第35条第2項に規定する立入検査員証は、別記第46号様式によるものとする。

## 第5章 清掃業務審議会

(会長)

**第26条** 条例第36条に規定する奈良市清掃業務審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

**第27条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第28条** 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

**第28条の2** 審議会に、廃棄物の減量、再生及び再利用の推進並びに廃棄物の処理に伴う公害について調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び市長が委嘱する者をもつて充てる。

3 専門分科会に分科会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

(審議会への関係者の出席)

**第29条** 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第30条** 審議会の庶務は、廃棄物対策課において処理する。

(委任)

**第31条** 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第6章 雑則

(書類の提出部数)

**第32条** 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、省令及びこの規則の規定により提出する書類の提出部数は、正本副本各1部とする。ただし、市長が別に定めるものについては、正本1部とする。

(その他)

**第33条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づき定められた様式による申請書等は、在庫のものに限り、この規則に定める様式にかかわらず、なお当分の間従前の例により使用することができるものとする。

(条例第14条に規定する事業者の特例)

3 当分の間、第4条第1項に規定する事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる建物には、旧大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を含むものとする。

**附 則**(昭和54年3月12日規則第6号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和59年3月15日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に4条を加える改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和59年度において、一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可を受けようとする者の許可申請書の提出時期に関するこの規則による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第2項の規定の適用については、同項中「毎年2月1日から同月末日まで」とあるのは、「昭和59年3月15日から同月末日まで」とする。

**附 則**(昭和59年5月15日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年4月1日規則第29号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年10月1日規則第53号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

**附 則**（平成元年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成元年3月6日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成元年10月16日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けている者については、当該許可の有効期間内に限り、この規則による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年3月27日規則第1号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（平成5年3月30日規則第14号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条までの改正規定並びに

別記第6号様式及び第9号様式の2から第15号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年3月28日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年6月24日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年3月26日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

**附 則**（平成11年9月22日規則第48号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年6月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年12月21日規則第70号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成14年3月29日規則第61号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年10月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月2日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日規則第63号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年5月24日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月30日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成20年 3 月31日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成23年 3 月30日規則第10号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第13条の23、第13条の24、第14条の17、第14条の18並びに別記第28号様式及び第40号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第36号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 5 月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和 2 年10月30日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

動物の死体処理申請書

住 所	奈良市	町	番地
氏 名			電話 局 番
上記のとおり申請します。			
			年 月 日
(宛先) 奈良市長			
			申請者 氏 名



係 員	係 長	補 佐	所 長
処理てん末			



第2号様式（第3条関係）

し尿収集開始・廃止・変更申請書					
下記のとおりに申請します。					
年 月 日					
（宛先）奈良市長					
申 請 者 （ 代 表 者 ）	住所	奈良市 町 番地（電話 局 番）			
	氏名				
※  定  額  制	※ 一般 家庭 場 の 合	世帯人員 （同居人を含む。）	人	そのうち乳児（1歳未満） 年 月 日生	
		使用便槽数	槽	くみ取り希望回数 月 回	
	※  同 所 有 の パ ー ト 等  共 便 を す ア ー ト	世帯数	世帯	そのうち 乳児（1 歳未満）	氏 名 年 月 日 生
		世帯人員 （同居人を含む。）	人	人	
使用便槽数		槽	くみ取り希望回数	月 回	
※ 従 量 制	事業所等 の名称	名 称（商 号）		くみ取り希望回数 月 回	
	使用便槽数	槽			
<p>① ※を○で囲んでください。</p> <p>② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯の場合は、そのことをお申し出ください。</p> <p>③ 廃止の場合は、赤で記入してください。</p>					

（事務処理欄）

上記申請を受理してよろしいか。		課 長	補 佐	係 長	係 員
受 付	年 月 日				
決 裁	年 月 日				
連絡	年 月 日	係 員	備考		

第3号様式（第6条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">年度 一般廃棄物処理手数料納入通知書 <span style="float: right;">奈良市</span></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">                 納入者 郵便番号                  奈良市                   方                  様             </td> <td style="width:50%; padding: 5px;">                 通知書番号                  &lt;納付について&gt;                  (1) この一般廃棄物処理手数料は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に基づいて徴収するものです。                  (2) 納付場所は、裏面金融機関等を御利用ください。             </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">右のとおり納めてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>奈良市長 氏 名 印</p> <table style="width:100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; border: 1px solid black; text-align: center;">月 分</td> <td style="width:50%; border: 1px solid black; text-align: center;">月分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">納付額</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">納期限</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	納入者 郵便番号 奈良市  方 様	通知書番号 <納付について> (1) この一般廃棄物処理手数料は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に基づいて徴収するものです。 (2) 納付場所は、裏面金融機関等を御利用ください。	月 分	月分	納付額	円	納期限	年 月 日	<p style="text-align: center;">年度一般廃棄物処理手数料領収証書</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">                 通知書番号                  月 分                  納付額 円                  納期限 年 月 日             </td> <td style="width:50%; padding: 5px;">                 領収証書                  月 分                  月分                  納付額 円                  納期限 年 月 日             </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">領収日付印</p> <p>上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者</p> <p style="font-size: small;">（この領収証書は、5年間保存してください。）</p>	通知書番号 月 分 納付額 円 納期限 年 月 日	領収証書 月 分 月分 納付額 円 納期限 年 月 日
納入者 郵便番号 奈良市  方 様	通知書番号 <納付について> (1) この一般廃棄物処理手数料は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に基づいて徴収するものです。 (2) 納付場所は、裏面金融機関等を御利用ください。										
月 分	月分										
納付額	円										
納期限	年 月 日										
通知書番号 月 分 納付額 円 納期限 年 月 日	領収証書 月 分 月分 納付額 円 納期限 年 月 日										

（裏）

<p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">指定金融機関 （総括店）</p>	<p>&lt;納付場所&gt;</p> <p>奈良市指定金融機関</p> <p>奈良市収納代理金融機関</p> <p>奈良市役所</p>
--	--

第4号様式（第6条関係）

No. _____														
<u>一般廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書</u>														
年 月分汲取料金						年 月 日発行								
歳入科目			使用料及び手数料			手数料			衛生手数料			一般廃棄物搬入搬出手数料		
世帯番号		汲取月日			町名		町			氏名		様		
人	人	数	と	基	円	人	円	加	円	合	円			
数	量			本		割		算		計				
上記の金額を本書持参者にお支払いください。						上記の金額領収しました。								
奈良市長 印						年 月 日								
奈良市長						奈良市会計管理者						領収印		

一般廃棄物処理手数料  
産業廃棄物処分費用 減免申請書

下記の理由により一般廃棄物処理手数料  
産業廃棄物処分費用を納入いたしかねますので減額  
免除くださるよう申請します。

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者住 所

氏 名

（署名の場合は、押印は不要です。）

区分	年度	年度	金額					
理 由								
証 明								
上記のとおり相違ないことを証明します。				証明者				
※処理（記入しないでください。）								
上記のとおり決定してよろしいか				係員	係長	補佐	課長	部長
受付	年	月	日					
決裁	年	月	日					

第6号様式（第8条関係）

一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業（変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

第7条第1項  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の規定により、一般廃棄物収集  
第7条の2第1項 一般廃棄物

運搬業  
処分業 の（事業範囲の変更）許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第7号様式（第8条関係）

事 業 調 査 書

本 籍 地		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
法 人	所 在 地	
	名 称	
	代表者職・氏名	
営業所の所在地		
取扱廃棄物の種類		
処 理 区 分		収集 運搬 処分 掃除
施設 の 所 在 地	運 搬 車 庫	
	廃 棄 物 処 理 場	
	廃 棄 物 集 積 所	
処 理 料 金	ご み	
	し ゅ り	
料 金 徴 収 の 方 法		
備 考		

第8号様式（第8条関係）

作 業 計 画 調 書

処 理（掃 除）区 域	
処 理（掃 除）戸 数	戸
運 搬 車 台 数	台
作 業 人 員	運転士 人 作業員 人
1 箇 月 稼 動 日 数	
1 日 当 たり 作 業 能 力	ごみ t し尿 l
1 日 当 たり 収 集 量	ごみ t し尿 l
1 箇 月 当 たり 収 集 量	ごみ t し尿 l
収 集、運 搬、掃 除 の 方 法	
処 分 の 方 法	
備 考	





第9号様式の2 (第8条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第10号様式 (第9条の2関係)

許 可 証

奈良市指令 第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業の(事業範囲の変  
浄化槽清掃業

更) 許可の申請については、次の条件を付けて許可します。

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

- 1 許可の有効期限
- 2 処理・清掃区域
- 3 その他必要な事項

第11号様式（第9条の3関係）

一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業  
許可申請事項変更申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付け奈良市指令 第 号により許可を受けた一般廃棄物  
一般廃棄物

集運搬業  
処分業の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、次のとおり変更したいの

で、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の3第1項の規定により申請しま  
す。

記

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

第12号様式（第9条の3関係）

一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業許可申請事項変更届  
浄化槽清掃業

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住 所

氏 名

年 月 日付け奈良市指令 第 号により許可を受けた一般廃棄物  
浄化槽

集運搬業

処分業の許可申請書及びその添付書類の記載事項について、次のとおり変更が生じま  
清掃業

したので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の3第2項  
第3項の規定により届  
け出ます。

記

事 項	変 更 内 容		変 更 理 由
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		
	前		
	後		

第13号様式（第9条の4関係）

許 可 取 消 書

奈良市達 第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業  
浄化槽清掃業

は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の4の規定により、次の理由でその許可を取り消します。

年 月 日

奈良市長

印

1 取消しの理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第14号様式（第9条の4関係）

業 務 停 止 命 令 書

奈良市達 第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した一般廃棄物収集運搬業  
浄化槽清掃業

は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第9条の4の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

年 月 日

奈良市長

印

1 停止を命じる事項

2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第15号様式（第10条関係）

一般廃棄物収集運搬業務  
一般廃棄物処分業務  
実績報告書

年 月 日

（宛先）奈良市長

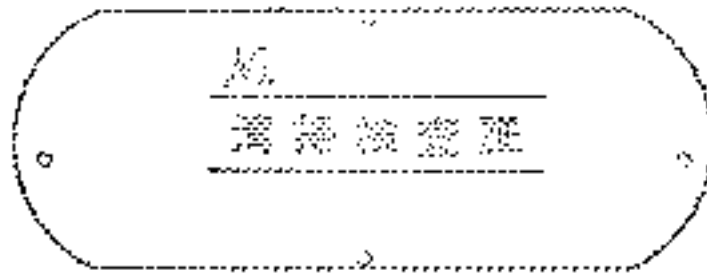
住 所

氏 名

年 月の業務実績について、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

取扱廃棄物の種別			実働延べ人数		人			
契約事業所数			稼働延べ車両		台			
収集運搬車両の保有台数	種 別	積 載 量	台 数	仕 様	備 考			
廃棄物の種類	収 集 運 搬 量	処 分 量					備 考	
		自 己 処 理			奈 良 市 の 施 設			
		焼 却	埋 立 て	そ の 他	焼 却	埋 立 て		そ の 他

第16号様式（第11条関係）



- 1 検査証は、金属製とする。
- 2 検査証の地色別により、次のように区別する。
  - (1) 施設検査証 黒
  - (2) 運搬車検査証 赤
  - (3) 容器検査証 緑

No.	一般廃棄物取扱従業員鑑札			
住所氏名				
	年	月	日生	
1	処理業者名			
2	有効期間			
	自	年	月	日
	至	年	月	日
		年	月	日
	奈良市長		印	

注 意 事 項	
1	この鑑札は、作業中は常に携帯し、当該職員の請求があれば提示すること。
2	この鑑札は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3	この鑑札の有効期間の満了したときは、15日以内に返納すること。
4	この鑑札を紛失又は毀損したときは、直ちに再交付を受けること。



再生利用個別指定業  
指定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 条 第 項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の指定（指定の更新）を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所 事業場	電話番号 電話番号
再生利用の目的		

（注）不用の文字は、消してください。

(第2面)

再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設置の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は同令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は同令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

一般廃棄物再生利用個別指定業指定証  
産業廃棄物

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 条 第 号の規定により再生  
利用個別指定業の指定を受けた者であることを証明します。

年 月 日

奈良市長

印

指定の年月日

年 月 日

指定の有効期限

年 月 日

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 事業の範囲<br>事業の区分<br>取り扱う廃棄物の種類 |
| 2 再生利用の方法                      |
| 3 取引関係                         |
| 4 指定の条件                        |
| 5 指定の更新及び変更の状況                 |

再生利用個別指定業  
変更指定申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の4第1項（第14条の5第1項）の  
規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、関係書類  
及び図面を添えて、次のとおり申請します。

指 定 の 年 月 日 及 び 指 定 番 号			年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	再生活用又は	変更前	
	再生輸送の別	変更後	
の	取 り 扱 う	変更前	
	廃棄物の種類	変更後	
理 由	再生活用の場 合にあつては 再生活用によ り得られる有 用物	変更前	
		変更後	

（注）不用の文字は、消してください。

(第2面)

変 更 の 理 由	
変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
変更に係る再生利用の用に供する施設の処理方式、構造及び設置の概要	
変更に係る取引関係	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日





## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は同令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7又は同令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

第21号様式（第13条の6・第14条の7関係）

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

次の事項について変更したので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の6第1項（第14条の7第1項）の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
再生活用又は再生輸送の別		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の7第1項（第14条の8第1項）の規定により、再生利用個別指定業の一部（全部）の廃止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
再生活用又は再生輸送の別	
一部（全部）の廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	
廃止の理由	

（注）不用の文字は、消してください。

第23号様式（第13条の9・第14条の10関係）

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第13条の9第1項（第14条の10第1項）の  
規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事 業 の 範 囲	
申 請 の 理 由	
備 考	

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		埋立地の面積 埋立容量  m <sup>2</sup> /日（ ）時間 t /日（ ）時間 m <sup>3</sup> /時間 t /時間 m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>
△一般廃棄物処理施設の位置 構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処 理 方 法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

## (第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画に係る事項 (一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			



## (第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
	（ふりがな） 氏名又は 名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資金の額	本 籍
割			合	住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類は、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含んでください。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 「法定代理人」から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

※手数料欄



一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 後	変 更 前
		$m^3 / \text{日} ( ) \text{時間}$ $t / \text{日} ( ) \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3 / \text{日} ( ) \text{時間}$ $t / \text{日} ( ) \text{時間}$ $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号		第 号	
※ 事 務 処 理 欄			



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
	（ふりがな） 氏名又は 名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資金の 額	本 籍
割 合			住 所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きしてください。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含んでください。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
- 「法定代理人」から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

※手数料欄

第26号様式（第13条の13関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

奈良市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（第9条第1項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。

許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び 処 理 す る 一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守してください。 2 計画内容等に変更があつた場合は、速やかに に連絡し、指示を受けてください。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。		

第27号様式（第13条の13・第14条の14関係）

一般廃棄物  
産業廃棄物 処理施設設置許可証書換え（再）交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 条 第 項の規定により、一般廃棄物  
産業廃棄物  
処理施設設置許可証の書換え（再）交付について次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
施設の種類	
設置場所	
申請の理由	
備 考	

（注）1 不用の文字は、消してください。

2 許可証の記載事項に変更があつた場合には、備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載してください。

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者  
住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

次の一般廃棄物処理施設がしゅん工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
しゅん工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

第29号様式（第13条の15・第14条の13関係）

特定（一般・産業）廃棄物最終処分場維持管理積立金決定通知書

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名 様  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

奈良市長 国

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の10第1項（第12条の7の8第1項）の規定により、特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の維持管理積立金を次のとおり決定したので通知します。

特定（一般・産業）廃棄物 最 終 処 分 場 の 名 称	
特定（一般・産業）廃棄物 最 終 処 分 場 の 所 在 地	
維持管理積立金の額	円
維持管理積立金の算定の 基 礎 の 概 要	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第30号様式（第13条の15・第14条の13関係）

特定（一般・産業）廃棄物最終処分場維持管理積立金決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

奈良市長 国

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の10第1項（第12条の7の8第1項）の規定により、特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の維持管理積立金を次のとおり決定したので、同条第2項（第12条の7の8第2項）の規定により通知します。

特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月	
特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地（一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）の面積及び埋立容量	
特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要	



地位承継した者に係る維持管理積立金決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

奈良市長

国

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第3項（第9条の6第1項・第9条の7第1項）（同法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定により同法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けた者の地位を承継したため、同法第8条の5第7項（同法第15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたとみなされる維持管理積立金を次のとおり決定したので通知します。

地位承継に係る特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の名称	
地位承継に係る特定（一般・産業）廃棄物最終処分場の所在地	
積み立てたとみなされた維持管理積立金の額	円
備 考	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

（宛先）奈良市長

報告者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
埋立処分終了後の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※ 事 務 処 理 欄	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載してください。	

第33号様式（第13条の17関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	（ふりがな）	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		（廃止・休止・再開の別）	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			
備考			
1 ※欄は記入しないでください。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。			
3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。			
5 この届出書は、正本副本各1部を提出してください。			

（表面）

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名  電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ  m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状
備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 この届出書は、正本副本各1部を提出してください。			

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないでください。</li><li>2 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。</li><li>3 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいいます。</li><li>4 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいいます。</li><li>5 この申請書は、正本副本各1部を提出してください。</li></ol>	

一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）  
電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け（借受け）の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	第 号
※ 事 務 処 理 欄	





## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資金の額	本	籍
(ふりがな)氏名又は名称		割合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべてのものを記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

※手数料欄

合併・分割認可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者  
住 所  
名 称  
代表者の氏名  
電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②一般廃棄物処理施設の種類	
③許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤合併又は分割の方法及び条件	
⑥合併又は分割の理由	
⑦合併又は分割の時期	
※認可年月日	年 月 日
※認可番号	第 号
※事務処理欄	





## (第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資金の額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- ※欄は記入しないでください。
- 申請者欄は、合併の当事者の連名としてください。
- ⑨～⑭の欄には該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この申請書は、正本副本各1部を提出してください。

※手数料欄

（表面）

相 続 届 出 書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者  
住 所  
氏 名  
電 話

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
		住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※は記入しないでください。
- 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。
- この届出書は、正本副本各1部を提出してください。



第39号様式（第13条の23・第14条の17関係）

一般廃棄物最終処分場台帳帳簿  
産業廃棄物

設置者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
設 置 場 所	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	
施 設 の 種 類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場
埋 立 面 積	
埋立ての深さ及び覆土の厚さ	
最 終 処 分 の 構 造	
埋 立 て 処 分 の 方 法	
埋め立てた廃棄物の種類及び量	
許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号 又 は 届 出 受 理 番 号	第 号
埋 立 て 期 間	年 月 日～ 年 月 日
閉鎖までの廃棄物の管理方法	
産業廃棄物の最終処分場にあつては、最終処分場の種類	
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項	
廃止の確認年月日	年 月 日
水 質 検 査 の 結 果	

第40号様式（第13条の24・第14条の18関係）

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、一般廃棄物 最終  
産業廃棄物

処分場の台帳の閲覧について、次のとおり請求します。

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕	
設置者の氏名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏名〕	
請求の理由又は利用目的	

（注）不用の文字は、消してください。

第41号様式（第14条の12関係）

産業廃棄物処理業許可証書換え（再）交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第14条の12の規定により、

許可証の書換え（再）交付について次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
事 業 の 範 囲	
申 請 の 理 由	
備 考	

（注）不用の文字は、消してください。

第41号様式の2（第14条の15関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る  
届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	$m^3 / \text{日}$ （ ）時間 $t / \text{日}$ （ ）時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 残余の埋立容量 $m^3$
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理の見込み	

第41号様式の3（第14条の16関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る  
変更（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
廃 止 の 理 由	
変 更 又 は 廃 止 の 年 月 日	年 月 日

第42号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

勸 告 書

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第34条の規定により、必要な措置を講ずるよう下記のとおり勧告します。

記

場 所	
状 況	
必 要 な 措 置	
履 行 期 限	年 月 日

第43号様式（第17条関係）

命 令 書

奈良市達 第 号

住 所

氏 名 様

年 月 日付け第 号で勧告したことについて、履行期限を経過した  
現在なお放置されていますので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第34条の規  
定により、下記のとおり命令します。

年 月 日

奈良市長 印

記

状 況	
命 令 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示  
を記載する。

第44号様式（第18条関係）

(表)

90mm

おき進

管理様

連絡先

氏名

住所

市

町

番

号

60mm

(裏)

支

注

- 1 台 地.....白
- 2 おき進管理様.....赤
- 3 その 他.....緑



（表）

		第 号
奈良市清美指導員之証		
写 真	住 所	
	氏 名	
		年 月 日生
この者は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第33条の規定による清美指導員であることを証します。		
年 月 日発行		
奈良市長		印

（裏）

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例（昭和48年奈良市条例第35号）抜粋	
（清美指導員の設置）	
第33条 清掃思想の普及、不法投棄の防止等を図り、生活環境をよくするため、奈良市清美指導員を置く。	
2 清美指導員は、地域住民と協力して、清潔で住みよい環境づくりに努めるものとする。	
3 清美指導員は、市民のうちから市長が委嘱する。	

第46号様式（第25条関係）

（表）

		第 号
立 入 検 査 員 証		
写 真	所 属	
	職 氏 名	
		年 月 日生
この者は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第35条の規定により立入 検査等を行う職員である。		
		年 月 日発行
奈良市長		印

（裏）

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例（昭和48年奈良市条例第35号）抜粋	
（立入検査）	
第35条 市長は、あき地の適正な管理又は廃棄物の不法投棄の防止に関し、この 条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該あき地又は不法投棄 の現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることが できる。	
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、立入検査員証を携帯し、関係者に 提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。	